

(案)

新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン
(令和5年度～8年度)

新潟市

目 次

第 1 章	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間と見直し時期	
4	取り組みの進捗管理	
第 2 章	本市経済・産業の状況と社会経済情勢の変化	3
1	本市経済・産業の状況	
2	社会経済情勢の変化	
第 3 章	目指す姿と施策の方向性	21
	現状を踏まえた視点、本市が目指す姿、施策の方向性	
	施策体系	
	施策の方向性Ⅰ．新たな活力を生み出すイノベーションと創業の促進	
	施策の方向性Ⅱ．中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化	
第 4 章	施策を推進するための仕組み	33

中小企業者、小規模企業者の定義（中小企業基本法）

業種	中小企業者		小規模企業者
	資本金 又は 従業員数		従業員数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	

※上記は、中小企業基本法第 2 条に基づく定義であり、法律や制度によって中小企業者、小規模企業者として扱われる範囲が異なることがあります。

（注）小規模企業者の中には「会社」のみならず「個人事業者」も含まれることをわかりやすく表記するため、本プランでは、「小規模企業者」を「小規模事業者」と記載します。また、「中小企業者」「小規模事業者」を併せて「中小企業」と記載します。

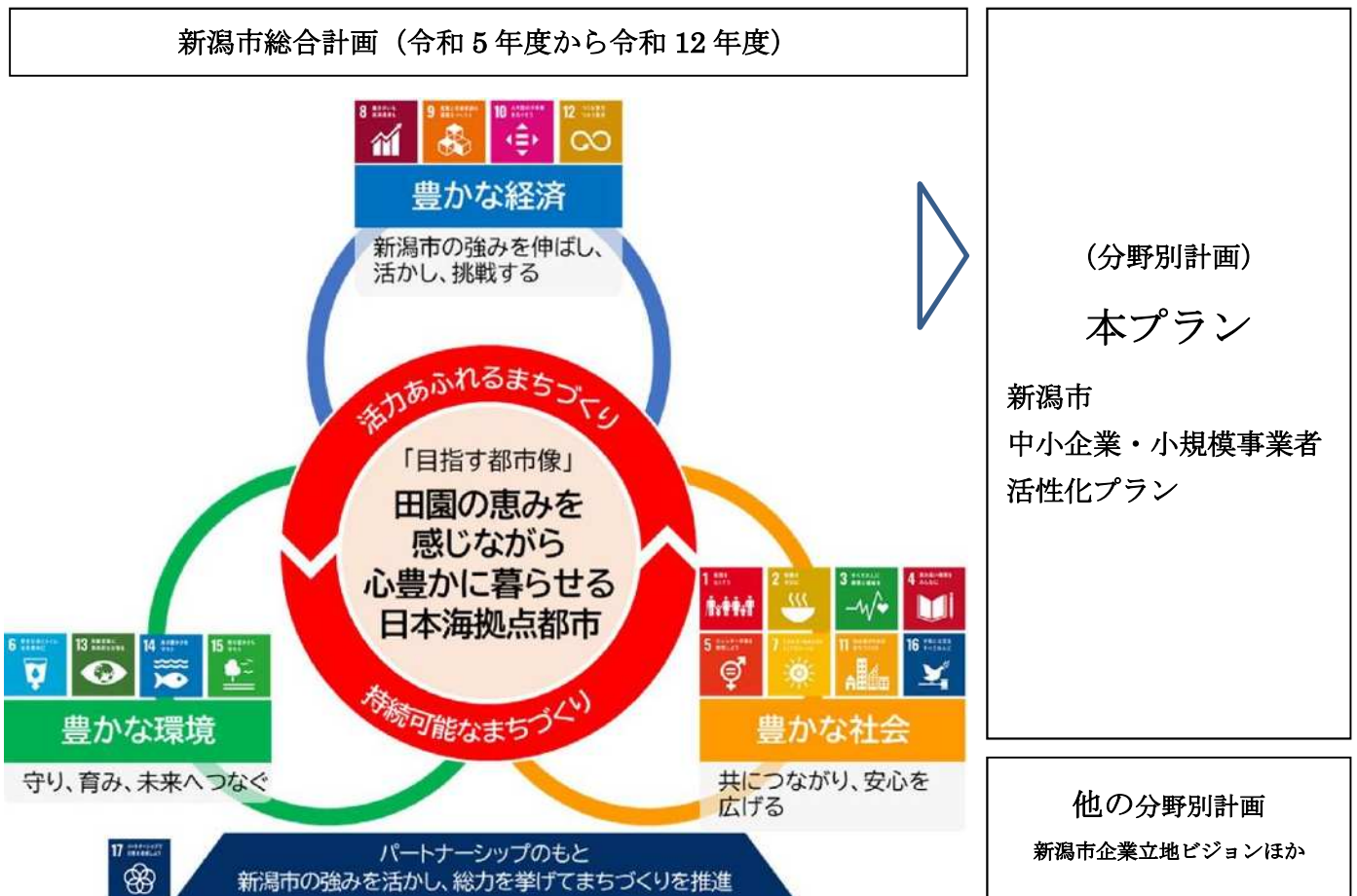
第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

新潟市中小企業・小規模事業者活性化プランは、新潟市中小企業振興基本条例（以下、「条例」という。）に示された基本理念に基づき、中小企業自らの創意工夫と自主的な努力を基本に、産業及び地域社会の発展に向け、関係団体、市民、市が一体となって、中小企業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

2 計画の位置づけ

本プランは、「新潟市総合計画」における産業振興の分野別計画に位置付けられます。また、条例第14条に基づき策定する基本計画を指すもので、中小企業の振興施策の方向性等を定めています。中小企業の振興に向け、様々な施策に取り組みます。



新潟市中小企業振興基本条例（抜粋）

第3条（基本理念）

中小企業の振興は、産業及び地域社会の発展を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が一体となって推進することを基本とする。

第13条（施策の基本方針）

市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

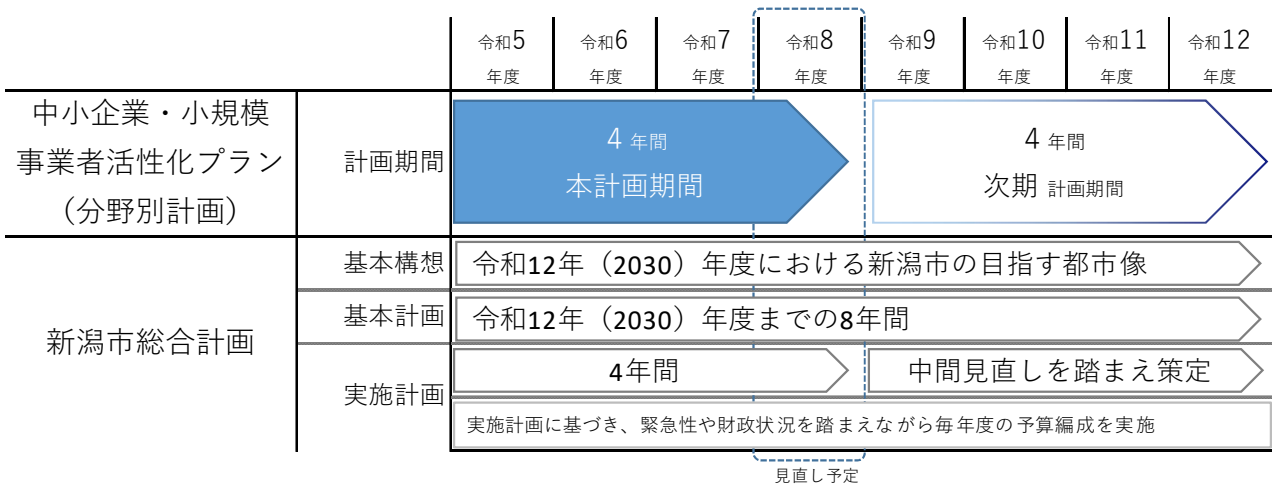
- (1) 中小企業の経営基盤強化 及び 健全な発展に関すること
- (2) 中小企業の人材育成 及び 雇用の安定に関すること
- (3) 中小企業の振興に寄与する社会資本の整備 及び 改善に関すること
- (4) 中小企業の従業者の暮らしの向上に関すること
- (5) 中小企業に関する調査 及び 情報の収集、提供等に関すること
- (6) その他中小企業の振興に関すること

第14条（基本計画の策定）

市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業の振興に関する基本計画を策定するものとする。

3 計画の期間と見直し時期

本プランにおいては、社会経済情勢に機敏に対応するため、本市総合計画の中間地点までの4年間（令和5年度から8年度）を計画期間とし、次期プランについてはその時点での社会経済情勢の変化や取り組みの進捗状況を踏まえて適切に見直しを図ることとします。



4 取り組みの進捗管理

本市の中小企業振興施策の実施状況については、条例第16条及び第17条において、市民への公表及び議会への報告が定められています。本プランに掲載した各種施策の方向性毎に、毎年の実施状況を公表していきます。

第2章 本市経済・産業の状況と社会経済情勢の変化

1 本市経済・産業の状況

(1) 本市経済の状況

令和元（2019）年度の本市の市内総生産額（名目）は、約3兆2,666億円となっています。

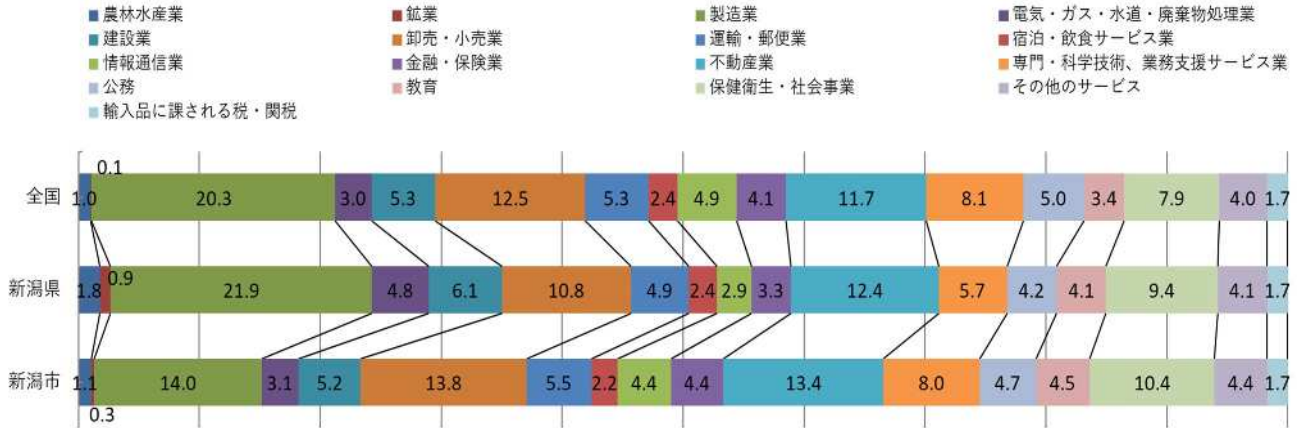
産業別にみると第3次産業が約2兆5,758億円と約8割を占めており、第2次産業が約6,353億円、第1次産業が約352億円となっています。

□経済活動別市内総生産額（名目）

項目	名目						実質			
	実数 (単位：百万円)		構成比 (単位：%)		対前年度増加率 (単位：%)		実数 (単位：百万円)		対前年度増加率 (単位：%)	
	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度	H30年度	R1年度
1 農林水産業	34,914	35,152	1.1	1.1	▲6.4	0.7	29,832	31,255	▲4.5	4.8
(1)農業	31,627	32,286	1.0	1.0	▲5.0	2.1	27,052	28,907	▲4.3	6.9
(2)林業	409	337	0.0	0.0	5.7	▲17.6	351	302	2.6	▲14.0
(3)水産業	2,878	2,529	0.1	0.1	▲20.9	▲12.1	2,438	2,061	▲7.1	▲15.5
2 鉱業	8,160	8,466	0.2	0.3	▲6.7	3.8	8,080	8,386	▲10.9	3.8
3 製造業	468,835	457,565	14.2	14.0	2.4	▲2.4	477,310	460,665	3.3	▲3.5
※製造業のうち食料品	135,251	134,829	4.1	4.1	16.3	▲0.3	135,299	133,341	16.5	▲1.4
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	96,159	100,739	2.9	3.1	▲3.9	4.8	96,598	99,968	▲5.3	4.6
5 建設業	176,968	169,304	5.4	5.2	▲6.9	▲4.3	173,066	161,253	▲7.5	▲6.8
6 卸売・小売業	459,730	452,325	14.0	13.8	▲0.4	▲1.6	455,212	442,320	▲0.9	▲2.8
7 運輸・郵便業	175,578	178,657	5.3	5.5	▲0.1	1.8	170,163	169,749	▲2.4	▲0.2
8 宿泊・飲食サービス業	76,703	71,204	2.3	2.2	▲0.3	▲7.2	72,578	64,999	▲0.9	▲10.4
9 情報通信業	145,669	145,252	4.4	4.4	1.8	▲0.3	149,088	148,907	3.1	▲0.1
10 金融・保険業	139,727	142,903	4.2	4.4	5.6	2.3	141,951	143,217	4.1	0.9
11 不動産業	437,687	436,898	13.3	13.4	▲1.3	▲0.2	439,896	440,413	▲0.8	0.1
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	263,750	262,478	8.0	8.0	2.6	▲0.5	252,965	249,963	0.0	▲1.2
13 公務	156,223	154,821	4.7	4.7	0.0	▲0.9	153,176	150,739	▲0.9	▲1.6
14 教育	146,509	145,406	4.5	4.5	0.8	▲0.8	144,443	143,582	0.4	▲0.6
15 保健衛生・社会事業	335,120	340,941	10.2	10.4	0.3	1.7	331,923	338,303	0.9	1.9
16 その他のサービス	146,788	144,171	4.5	4.4	▲0.3	▲1.8	144,730	141,060	▲0.4	▲2.5
17 小計（1+2+…+14+15+16）	3,268,520	3,246,282	99.3	99.4	0.0	▲0.7	3,239,370	3,194,076	▲0.3	▲1.4
18 輸入品に課される税・関税	57,745	56,465	1.8	1.7	7.2	▲2.2	57,014	56,458	1.0	▲1.0
19（控除）総資本形成に係る消費税	34,183	36,165	1.0	1.1	0.2	5.8	32,590	32,537	▲1.9	▲0.2
20 市内総生産（17+18-19）	3,292,082	3,266,582	100.0	100.0	0.2	▲0.8	3,263,788	3,217,977	▲0.2	▲1.4
(参考)										
第1次産業：農林水産業	34,914	35,152	1.1	1.1	▲6.4	0.7	29,832	31,255	▲4.5	4.8
第2次産業：鉱業、製造業、建設業	653,963	635,335	19.9	19.4	▲0.5	▲2.8	658,228	629,925	▲0.1	▲4.3
第3次産業：上記以外の経済活動	2,579,643	2,575,795	78.4	78.9	0.3	▲0.1	2,551,582	2,532,545	▲0.2	▲0.7

資料：新潟市総務課「新潟市の市民経済計算令和元年度」

□市内総生産（名目）の構成比 [全国、新潟県、新潟市]



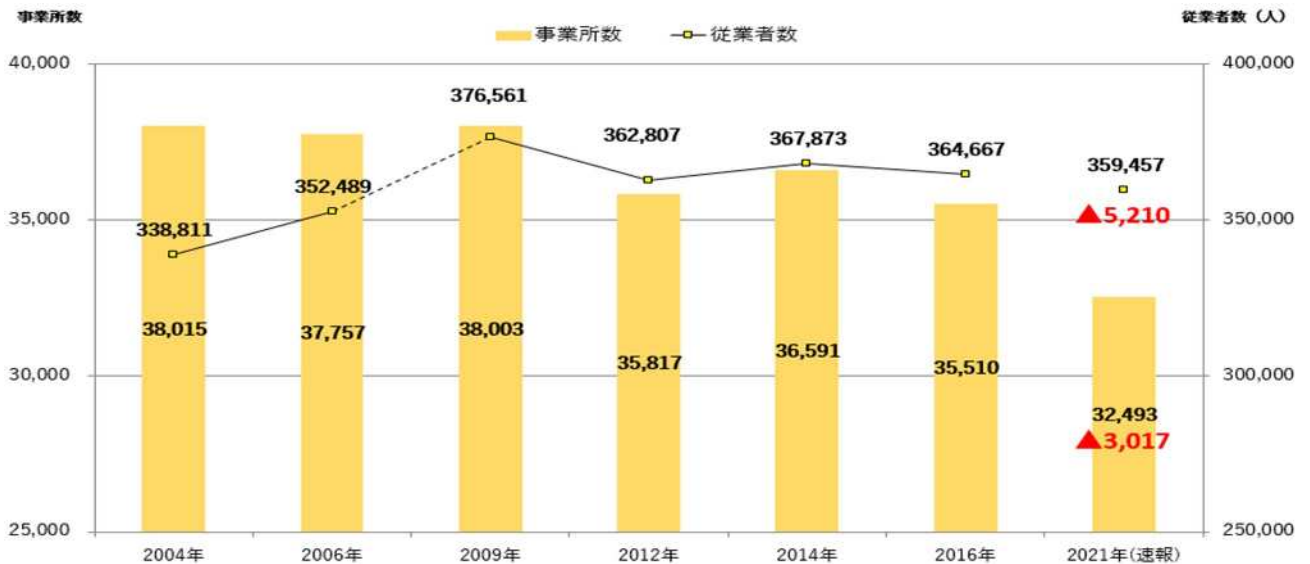
資料：新潟市総務課「新潟市の市民経済計算令和元年度」、新潟県「令和元年度県民経済計算」、内閣府「2019年度国民経済計算」

(2) 本市の企業活動の状況

①事業所数・従業者数の推移

本市の民営事業所数及び従業者数は、平成 21（2009）年以降、減少傾向が続いています。令和 3（2021）年の事業所数は 32,493 と平成 28（2016）年と比べて 8.5% 減となっています。一方、令和 3（2021）年の従業者数は 359,457 人であり、平成 28（2016）年と比べて 1.4% 減と、事業所数に比べて減少率は低くなっています。

□市内事業所数・従業者数の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査（平成 16 年・18 年）」、「平成 21 年経済センサス-基礎調査」、総務省「平成 26 年経済センサス-基礎調査（確報）」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査（平成 24 年・28 年）」、「令和 3 年経済センサス-活動調査（速報）」

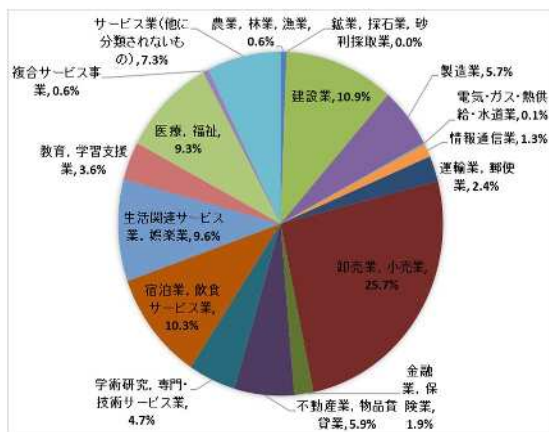
②産業別事業所数・従業者数の内訳

本市の民営事業所数の産業別構成比は、第3次産業が8割を超え、なかでも「卸売業、小売業」が大きな割合を占め、次いで「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」と続いています。従業者数においても、第3次産業が約8割を占め、「卸売業、小売業」の割合が最も大きくなっています。

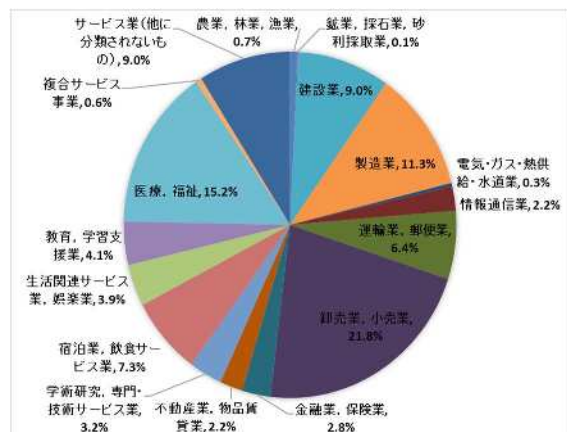
□市内産業別事業所数・従業者数（令和3年）

産業大分類	事業所数		従業者数	
	実数	構成比	実数	構成比
第1次産業	187	0.6%	2,456	0.7%
農業、林業				
漁業				
第2次産業	5,403	16.6%	73,400	20.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	0.0%	334	0.1%
建設業	3,544	10.9%	32,350	9.0%
製造業	1,851	5.7%	40,716	11.3%
第3次産業	26,903	82.8%	283,601	78.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	44	0.1%	1,198	0.3%
情報通信業	409	1.3%	8,079	2.2%
運輸業、郵便業	779	2.4%	22,992	6.4%
卸売業、小売業	8,364	25.7%	78,362	21.8%
金融業、保険業	625	1.9%	10,019	2.8%
不動産業、物品賃貸業	1,922	5.9%	7,921	2.2%
学術研究、専門・技術サービス業	1,541	4.7%	11,560	3.2%
宿泊業、飲食サービス業	3,337	10.3%	26,070	7.3%
生活関連サービス業、娯楽業	3,118	9.6%	14,072	3.9%
教育、学習支援業	1,165	3.6%	14,572	4.1%
医療、福祉	3,037	9.3%	54,474	15.2%
複合サービス事業	180	0.6%	2,052	0.6%
サービス業（他に分類されないもの）	2,382	7.3%	32,230	9.0%
全産業	32,493	100.0%	359,457	100.0%

□市内産業別事業所数構成比（令和3年）



□市内産業別従業者数構成比（令和3年）



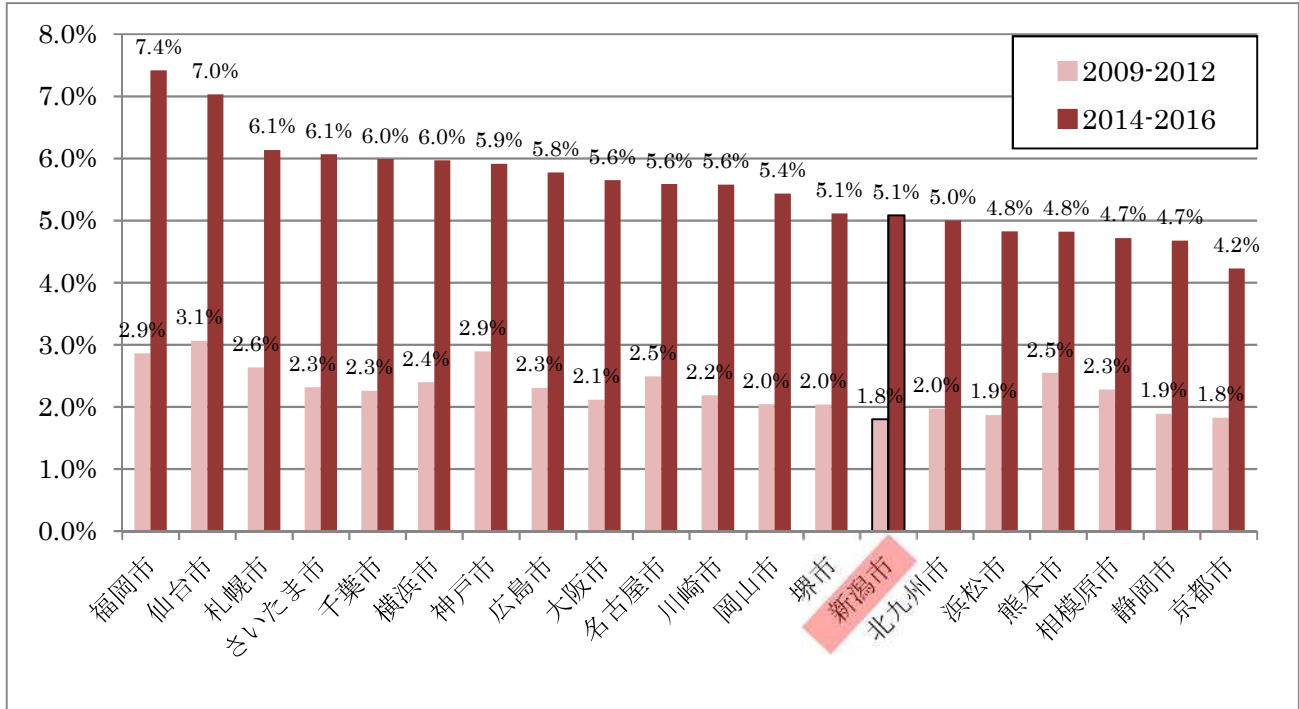
- (注)
- 「民営」とは、国及び地方公共団体以外をいう。
 - 農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。
 - 構成割合は小数点以下処理のため、合計が100%にならない場合がある。
 - 「農業、林業」、「漁業」の数値は未公表。

資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査（速報）」

③開業率・廃業率の推移

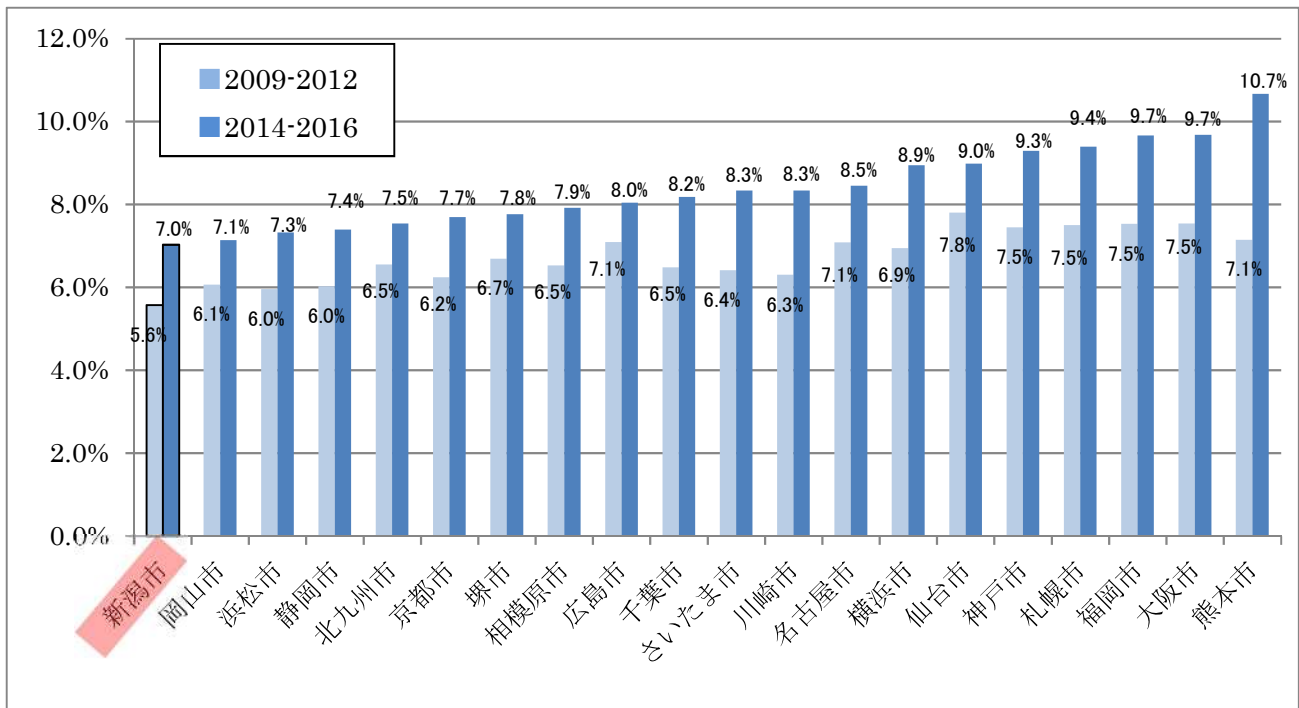
平成26-28（2014-2016）年の市内事業所の開業率は5.1%と政令指定都市の中で14位と低位ですが、廃業率は7.0%で政令指定都市の中では最も低い数値となっています。

□事業所開業率の政令市比較



資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」、「平成24年経済センサス-活動調査結果」、「平成26年経済センサス-基礎調査結果」、「平成28年経済センサス-活動調査結果」

□事業所廃業率の政令市比較

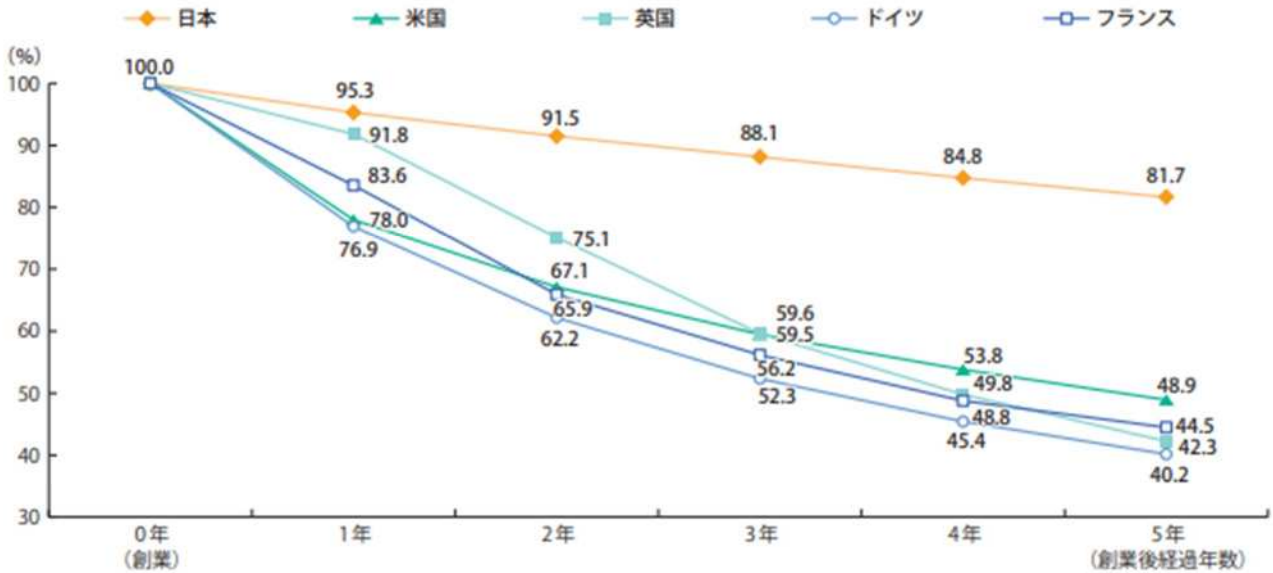


資料：総務省・経済産業省「平成21年経済センサス-基礎調査結果」、「平成24年経済センサス-活動調査結果」、「平成26年経済センサス-基礎調査結果」、「平成28年経済センサス-活動調査結果」

④起業後の企業生存率

日本における起業後に5年にわたり事業継続している企業の割合は、欧米諸国に比べて高い傾向にあります。また、本市の創業支援を受けた創業者の生存率は89%となっています。

□起業後の企業生存率の国際比較



資料：日本：(株) 帝国データバンク「COSMOS2 (企業概要ファイル)」再編加工

米国、ドイツ、フランス：Eurostat

英国：Office for National Statistics

(注) 1. 日本の企業生存率はデータベースに企業情報が収録されている企業のみで集計している。また、データベース収録までに一定の時間を要するため、実際の生存率よりも高めに算出されている可能性がある。

2. 米国、英国、ドイツ、フランスの企業生存率は、2007年から2013年に起業した企業について平均値をとったものである。

出所：中小企業庁「2017年版中小企業白書」

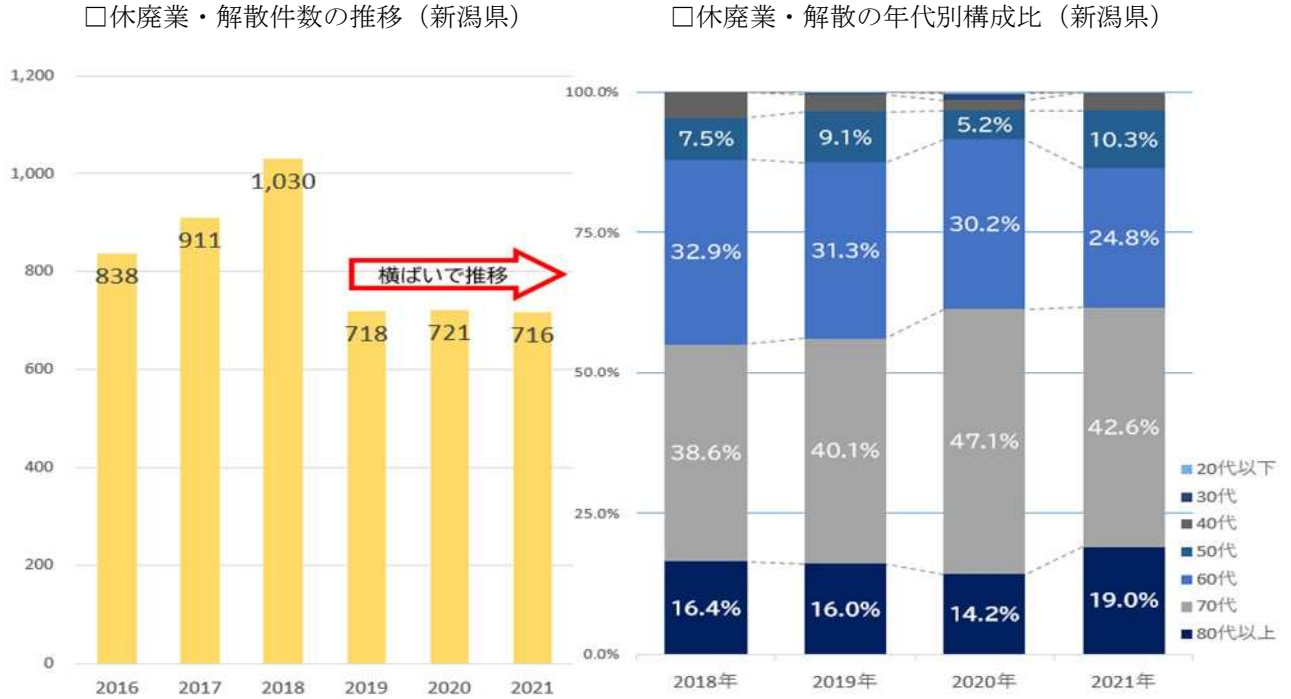
□創業支援を受けた創業者の事業継続率 (新潟市)

	事業継続率				
	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末
平成 29 年度創業者	100%	96%	95%	91%	89%
平成 30 年度創業者		100%	99%	92%	90%
令和元年度創業者			100%	97%	92%
令和 2 年度創業者				100%	98%
令和 3 年度創業者					100%

資料：新潟市産業政策課「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の発行を受けた創業者の事業実施状況調査」

⑤休廃業・解散の状況

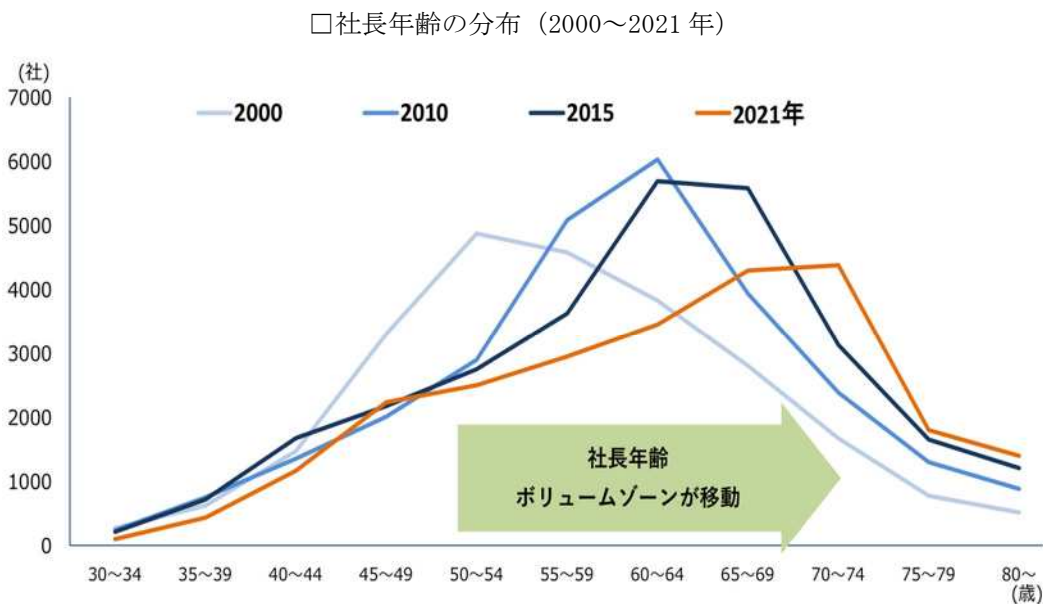
新潟県の休廃業・解散の件数は、令和元（2019）年に減少し、その後は横ばいの状況が続いています。また、代表者の年齢に目を向けると、60代以上が全体の8割を超えており、令和3（2021）年は80代以上の割合が増加しています。



資料：株式会社東京商工リサーチ「2021年新潟県『休廃業・解散企業』動向調査」

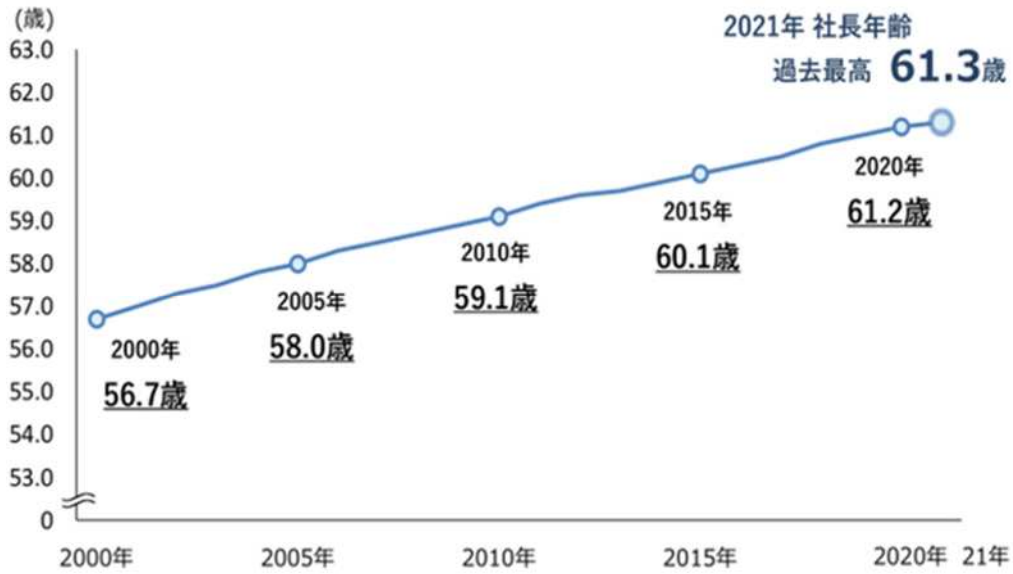
⑥社長の平均年齢・年齢分布の推移

新潟県内企業の社長の平均年齢は、平成12（2000）年以降上昇が続いており、社長年齢の分布からもボリュームゾーンが高齢化していることがわかります。



資料：株式会社帝国データバンク「新潟県『社長年齢』分析調査（2021年）」

□社長の平均年齢（2000～2021年）

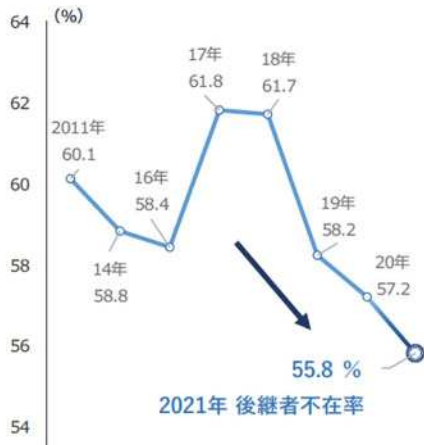


資料：株式会社帝国データバンク「新潟県『社長年齢』分析調査（2021年）」

⑦後継者不在率の推移

新潟県内企業の後継者不在率は、平成29（2017）年をピークに改善傾向にあるものの、年代別で見ると社長年齢が80代以上の企業の4分の1以上が依然として後継者が不在となっています。

□後継者不在率の推移



□後継者不在率（年代別）

年代別	新潟県			参考：全国		
	2020	2021	増減比	2020	2021	増減比
30代未満	85.7	100.0	+14.3	92.7	91.2	△1.5
30代	85.9	82.1	△3.8	91.1	89.1	△2.0
40代	80.1	80.2	+0.1	84.5	83.2	△1.3
50代	62.5	65.9	+3.4	69.4	70.2	+0.8
60代	40.4	41.2	+0.8	48.2	47.4	△0.8
70代	31.4	32.6	+1.2	38.6	37.0	△1.6
80代以上	37.3	27.3	△10.0	31.8	29.4	△2.4
平均	57.2	55.8	△1.4	65.1	61.5	△3.6

[注]赤字は前年比上昇を示す

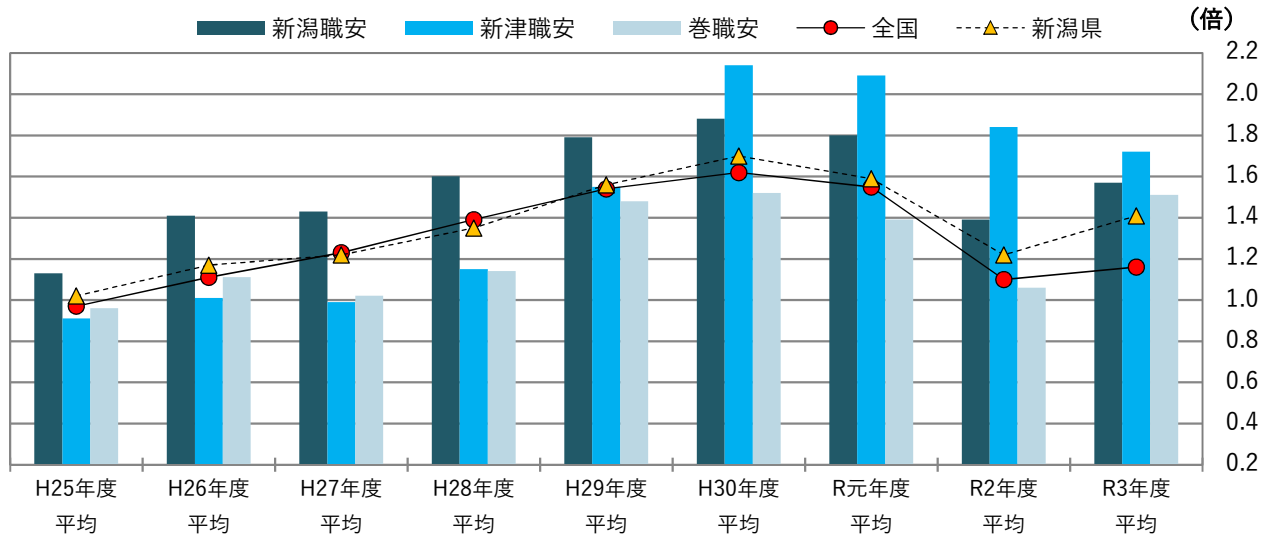
資料：株式会社帝国データバンク「新潟県『後継者不在率』動向調査（2021年）」

(3) 本市の雇用・労働の状況

①有効求人倍率

令和3(2021)年度(平均)の新潟県の有効求人倍率は、1.41倍と前年度の1.22倍から0.19ポイント上昇しました。新潟市内を管轄する各ハローワークの有効求人倍率は、新潟管内が1.57倍、新津管内が1.72倍、巻管内は1.51倍となっています。

□有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む全数)



[全国、新潟県、新潟市内職安]

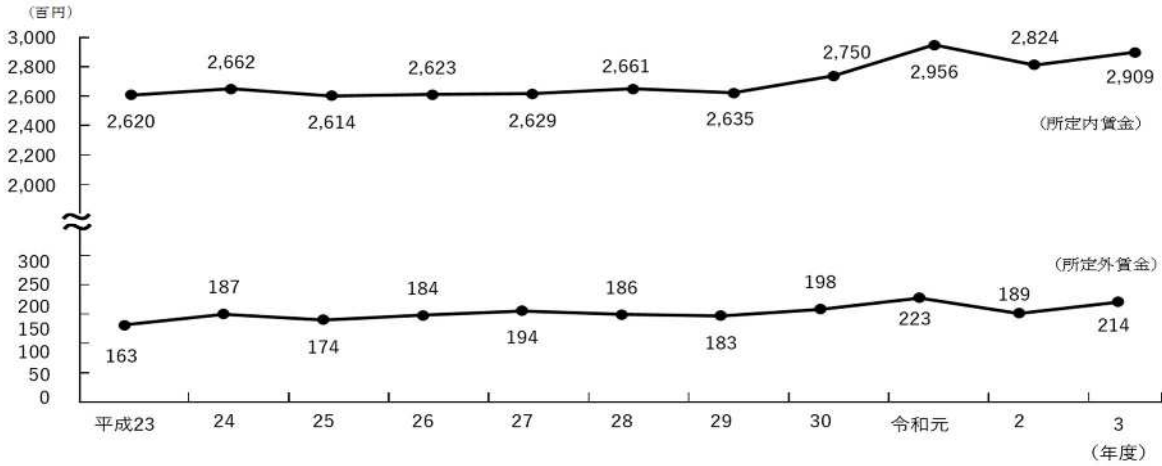
区分	H25年度平均	H26年度平均	H27年度平均	H28年度平均	H29年度平均	H30年度平均	R元年度平均	R2年度平均	R3年度平均
全国	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16
新潟県	1.02	1.17	1.22	1.35	1.56	1.70	1.59	1.22	1.41
新潟職安	1.13	1.41	1.43	1.60	1.79	1.88	1.80	1.39	1.57
新津職安	0.91	1.01	0.99	1.15	1.55	2.14	2.09	1.84	1.72
巻職安	0.96	1.11	1.02	1.14	1.48	1.52	1.39	1.06	1.51

資料：新潟労働局「新潟県の雇用失業情勢」

②賃金

市内事業所（常用労働者10人以上）における平成23（2011）年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、令和元（2019）年度まで増加傾向でしたが、令和2（2020）年度には減少し、令和3（2021）年度に再度増加しました。

□所定内・所定外賃金の推移



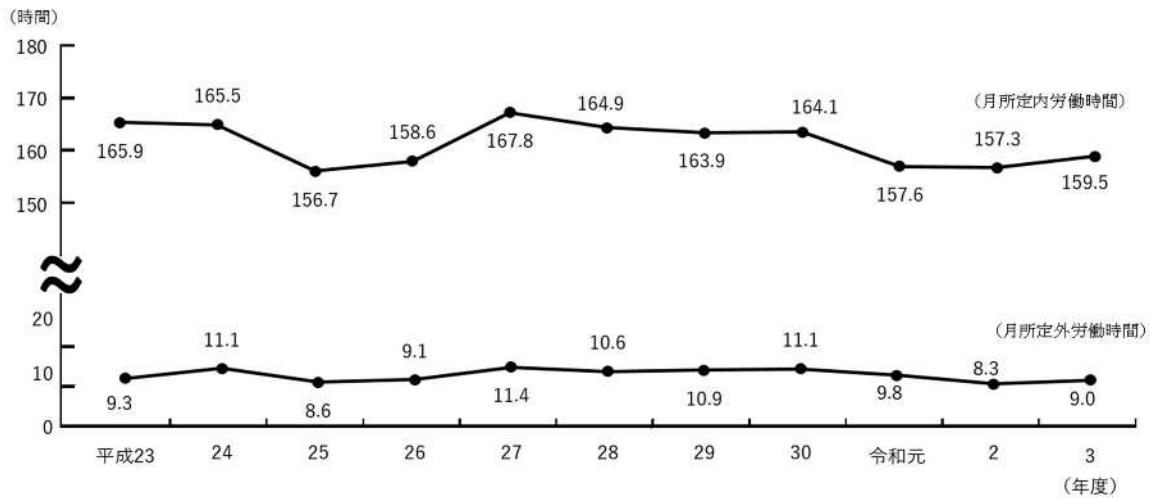
平均年齢（歳）	41.5	41.8	42.2	42.3	42.1	42.4	42.7	42.6	42.5	42.8	43.1
平均勤続年数（年）	12.6	12.4	12.2	11.9	12.4	12.2	12.0	12.4	13.4	12.7	13.1

（注）平成30年度以前の数値は、「新潟市賃金労働時間等実態調査」によるもの
資料：新潟市雇用・新潟暮らし推進課「令和3年賃金構造基本統計調査（新潟市の概況）」

③労働時間

市内事業所（常用労働者10人以上）における月所定内労働時間は、近年では令和元（2019）年度から減少していましたが、令和3（2021）年度は上昇しました。月所定外労働時間は、総じて横ばいにあります。

□月所定内労働時間、月所定外労働時間の推移



（注）平成30年度以前の数値は、「新潟市賃金労働時間等実態調査」によるもの
資料：新潟市雇用・新潟暮らし推進課「令和3年賃金構造基本統計調査（新潟市の概況）」

④休暇取得率

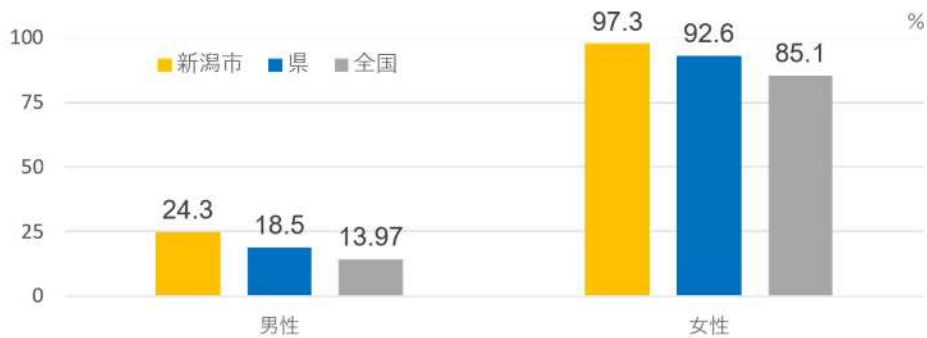
令和3（2021）年度における市内事業者の年次有給休暇取得率及び所得日数は、全国や新潟県を下回っている一方で、育児休業取得率については、男女ともに全国平均を上回っています。

□年次有給休暇取得率（令和3年度）

	新潟市	新潟県	全国
年次有給休暇取得率	54.0%	55.6%	56.6%
〃 取得日数	9.2日	9.5日	10.1日

資料：新潟市雇用・新潟暮らし推進課「令和3年度賃金労働時間等実態調査」、新潟県「令和3年度賃金労働時間等実態調査」、厚生労働省「就労条件総合調査」

□育児休業取得率（令和3年度）



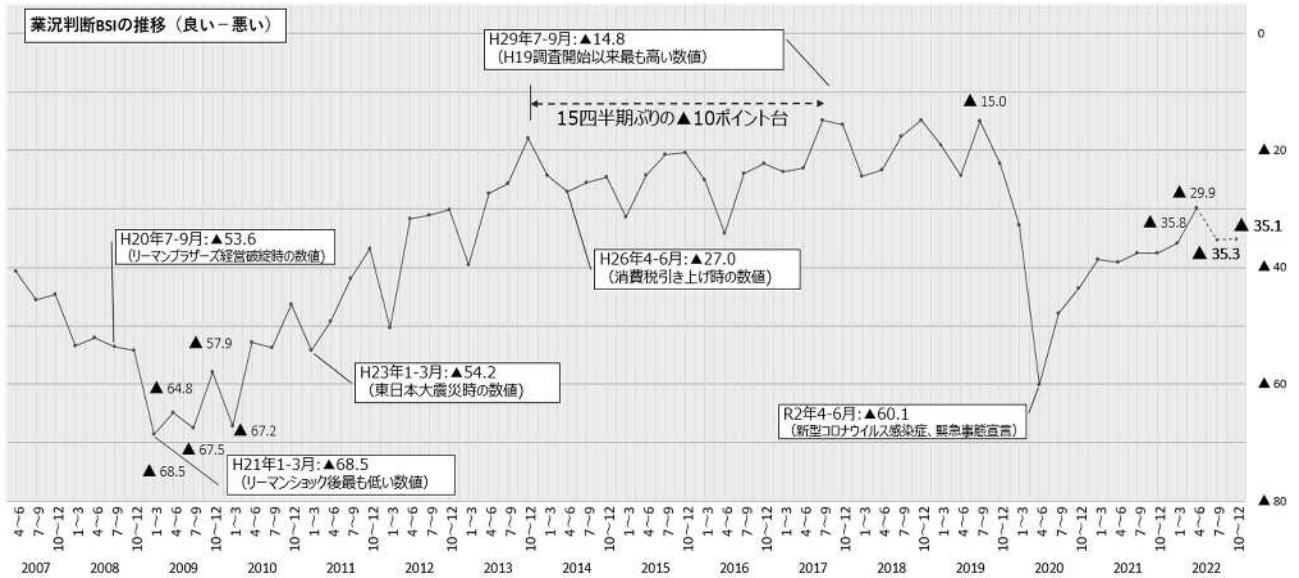
資料：新潟市雇用・新潟暮らし推進課「令和3年度賃金労働時間等実態調査」、新潟県「令和3年度賃金労働時間等実態調査」、厚生労働省「雇用均等基本調査」

(4) 本市企業の状況

①業況感

本市が市内2,000事業所に対して実施している「景況調査」によると、市内事業所の業況感は、令和4(2022)年1~3月期の▲35.8から令和4(2022)年4~6月期の▲29.9へ改善していますが、令和4(2022)年7~12月期は悪化する見通しとなっています。

□市内事業所の業況判断BSI(全体)の推移

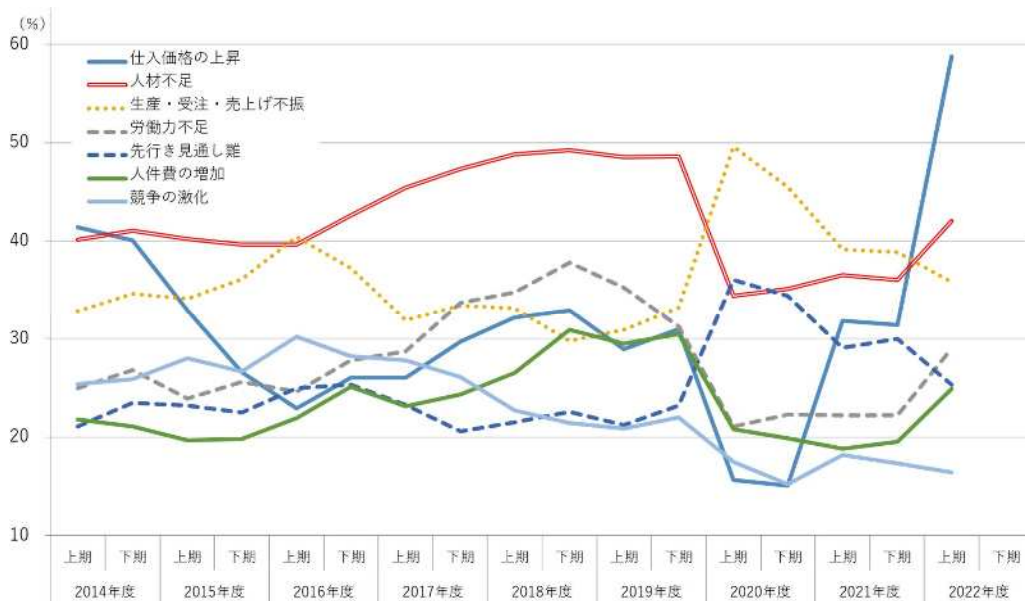


資料：新潟市産業政策課「景況調査」

②経営課題

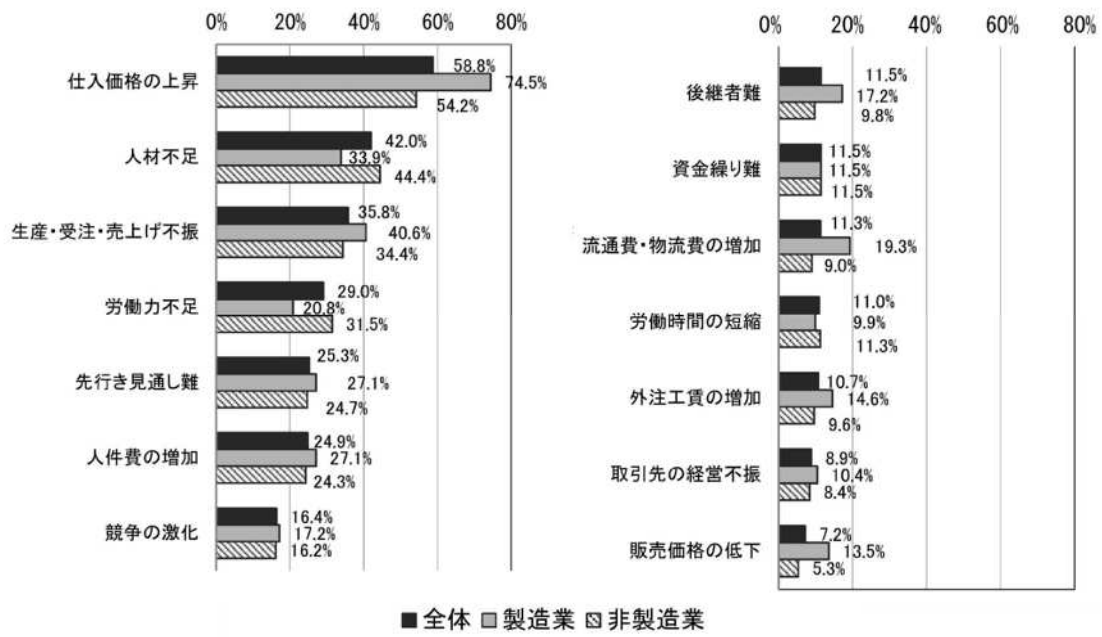
事業環境の変化に応じて、経営上の問題の比重に変化がありますが、「人材不足」、「生産・受注・売上げ不振」が長期にわたって課題の上位になっています。また、令和4年度上期調査では、製造業、非製造業ともに、「仕入価格の上昇」が最も高くなりました。

□経営上の問題の推移(複数回答)



資料：新潟市産業政策課「景況調査」

□経営上の問題（複数回答）

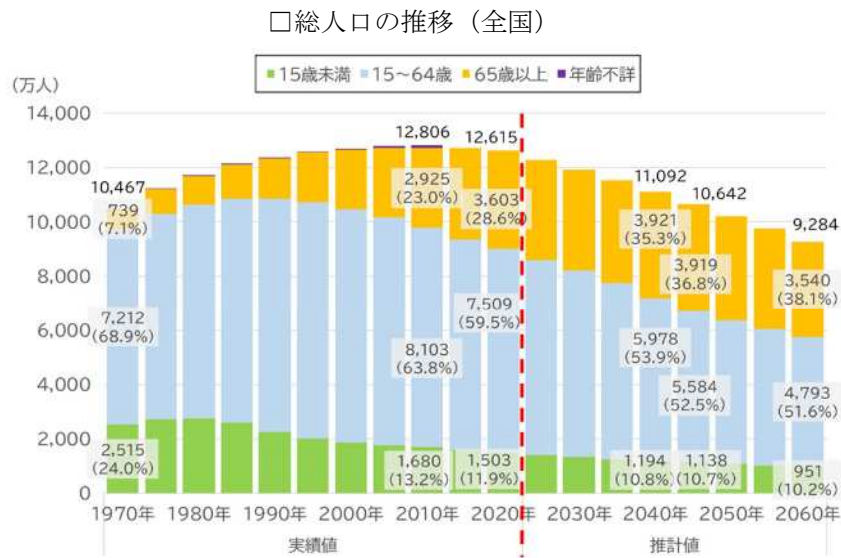


資料：新潟市産業政策課「令和4年度上期 景況調査」

2 社会経済情勢の変化

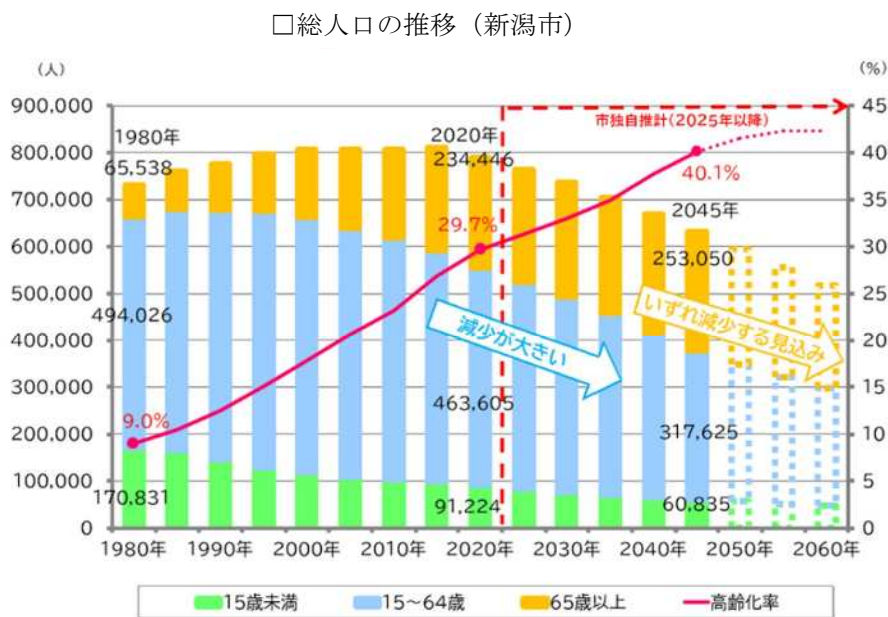
(1) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・日本の総人口は平成 27 (2015) 年国勢調査において減少に転じ、令和 37 (2055) 年には 1 億人を割ると推計されています。また、生産年齢人口は、令和 32 (2050) 年には現在の 3 分の 2 に減少すると推計されています。
- ・本市の総人口は平成 17 (2005) 年をピークに減少に転じており、令和 22 (2040) 年以降は老年人口 (65 歳以上) も減少に転じる一方、高齢化率は上昇を続ける見込みとなっています。
- ・本市は平成 28 (2016) 年以降、社会減の傾向にあり、特に大学などを卒業し、就職する年齢層の 20~24 歳の転出超過が最も多くなっています。



(注) 2015 年および 2020 年は不詳補完値による。

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (2017 年推計)」

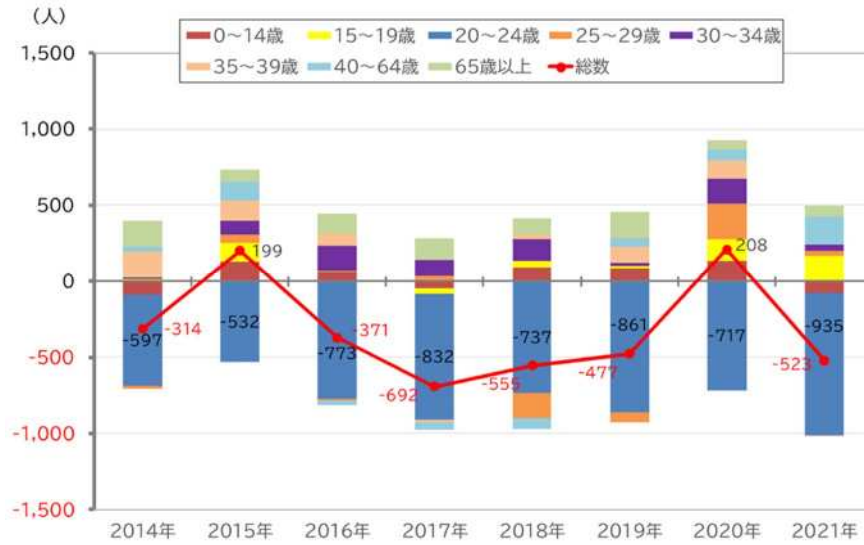


(注) 1 2015 年および 2020 年は不詳補完値による。

2 2010 年以前については不詳を除いて算出している。

資料：総務省「国勢調査」、新潟市独自推計

□年齢階級別の人口移動の状況（新潟市）



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

（2）世界が共通して取り組む SDGs

- SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」で全会一致により採択された世界共通の目標で、経済・社会・環境の三側面からとらえることのできるゴールを統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。
- 国は、SDGs のゴールとターゲットのうち、特に注力すべきものを優先課題として示し、この優先課題に関する取組みを加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定し、SDGs への貢献が見える化されています。
- 本市は、令和 4 年（2022）年 5 月、「SDGs 未来都市」に選定されており、SDGs 達成に貢献する取組みを加速させていきます。

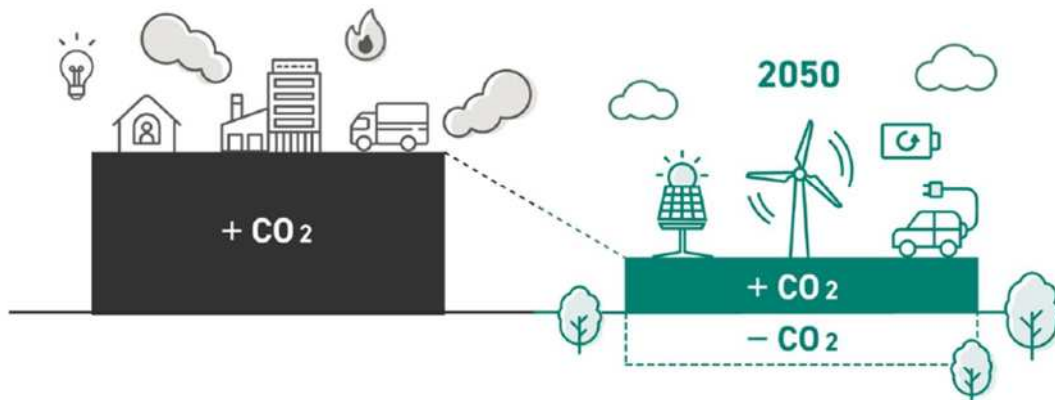
□SDGs ポスター



(3) 脱炭素社会に向けた動き

- ・平成 27 (2015) 年に合意されたパリ協定に基づき、地球温暖化に伴う気候変動への対応として、温室効果ガス排出削減に向けた、再生可能エネルギーの導入や自動車の電動化などの取り組みが各国で進められています。
- ・我が国においては、令和 32 (2050) 年までにカーボンニュートラルを目指すことが令和 2 (2020) 年に宣言され、本市においても、同年 12 月に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。

□カーボンニュートラルイメージ



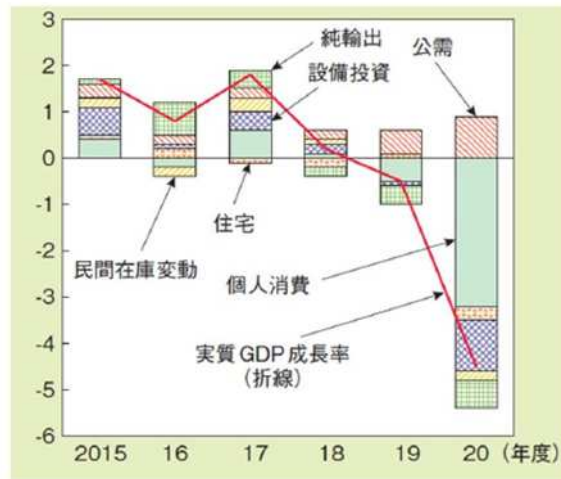
出所：環境省ホームページ

(4) 新型コロナウイルス感染症による影響

①グローバル経済と国際社会

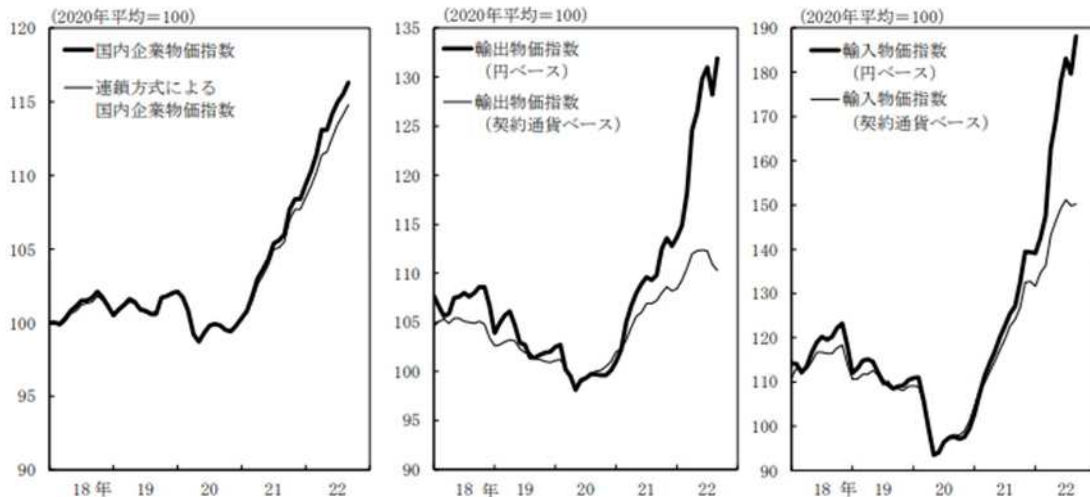
- ・新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、人の移動にとどまらず、グローバルなサプライチェーンが滞るなど、様々な経済社会活動が制約を受け、我が国においても、令和 2 (2020) 年度の実質 GDP は、比較が可能な平成 7 (1995) 年度以降で最大の落ち込みとなりました。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に加え、令和 4 (2022) 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻に対する経済制裁などの影響により、エネルギー資源や鉱物資源、小麦などの食料分野をはじめとして、急激な価格高騰など世界経済が大きな影響を受けるとともに、中長期的な視点でのエネルギー戦略や貿易・サプライチェーン戦略の見直しが必要となりました。

□日本の実質 GDP 成長率（年度）



資料：内閣府「令和3年度 年次経済財政報告」

□企業物価指数

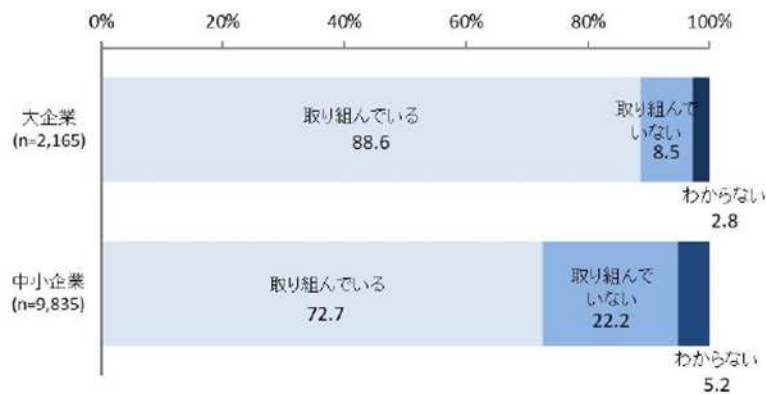


資料：日本銀行「企業物価指数（2022年9月速報）」

②デジタル化の進展・加速

- ・近年はネットワークの高速化、スマートフォンの普及による個人単位での情報発信量の増大、社会のあらゆるモノがインターネットとつながるIoTの進展などにより、そのスピードはさらに増しており、ビッグデータの形成とこれを活用したAIやロボットといった先端技術が急速に進展してきています。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、「非接触」がキーワードとなり、企業活動や日常生活における急速なデジタル化・オンライン化が進んだ一方で、デジタル施策の取り組み状況は、企業の規模により差がみられました。

□デジタル施策への取り組み状況（企業規模別）



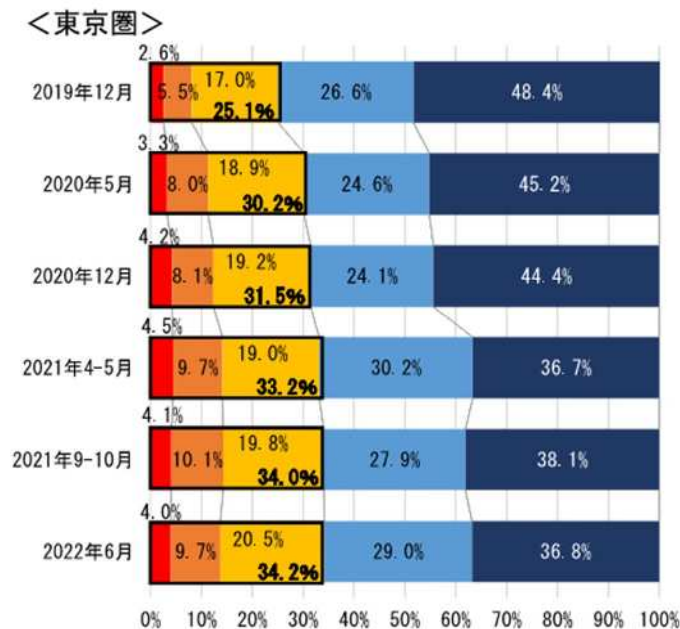
資料：帝国データバンク株式会社「新型コロナウイルス感染症に対する企業の意識調査（2020年8月）」

③地方暮らしへの関心の高まり

- ・デジタル化の加速は、職種によっては、地方に居ながらにして東京圏に居るのと同じように仕事ができるリモートワークを可能にしました。
- ・働き方や暮らし方が見直されるなど、企業や人々の意識が変化しており、東京圏在住者の地方移住への関心は新型コロナウイルス感染症の流行前と比べて全年齢で高まっています。

□地方移住への関心（東京圏在住者）（全年齢）

- 強い関心がある
- 関心がある
- やや関心がある
- あまり関心がない
- まったく関心がない



資料：内閣府「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

(5) 国の施策の方向性（人への投資）

- ・国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和4年6月7日閣議決定）」の中で、デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であるとしています。
- ・また、「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う分野に共通する基盤への中核的な投資であり、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠であるとしています。
- ・令和4（2022）年10月、第210回国会における所信表明演説において、「人へ投資」のうち、リスキリング（成長分野に移動するための学び直し）に対する支援を「5年間で1兆円」のパッケージに拡充することが示されました。

第3章 目指す姿と施策の方向性

<現状を踏まえた視点>

○人口減少社会への対応

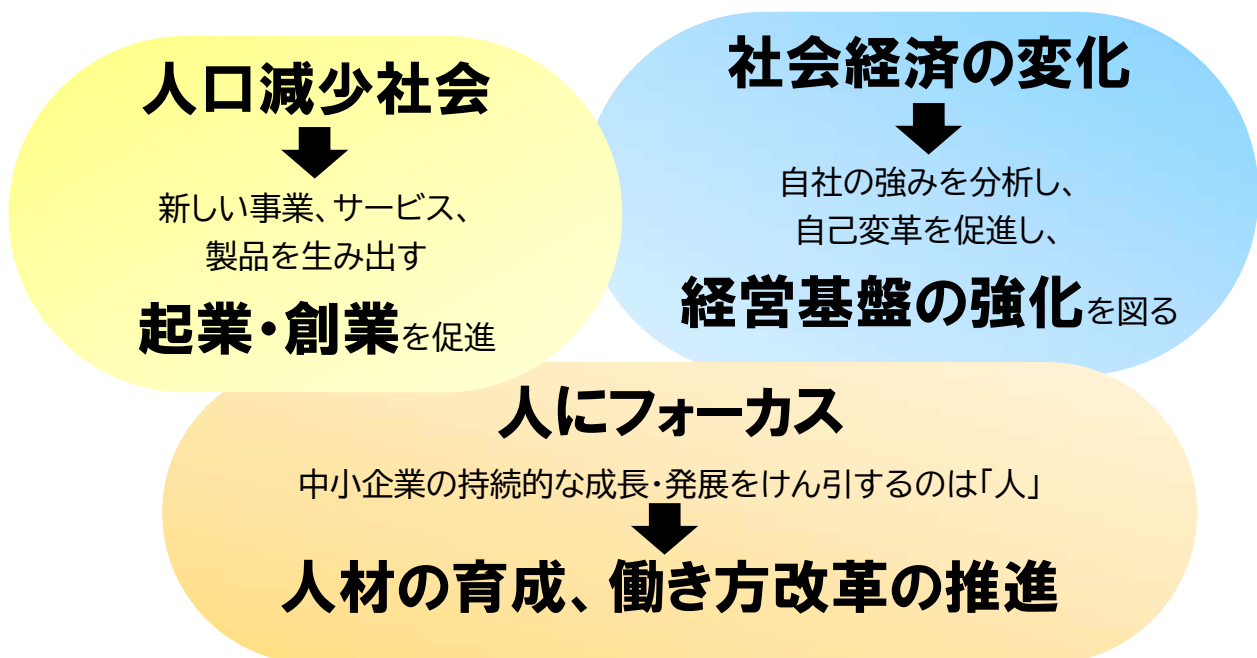
- ・日本の生産年齢人口は、2050年には現在の3分の2（7,400万人から5,300万人）に減少すると推計されています。
- ・本市においては、生産年齢人口の減少に加えて、2040年以降は65歳以降の年齢層も減少すると推計されています。また、事業所数と従業員数は減少傾向にあります。
- ・こうした状況の中、地域の経済と産業の活力を今後も生み出し続けるためには、新しい事業、サービス、製品を生み出す「**起業・創業**」を促進することが重要です。

○社会経済の変化への対応

- ・コロナ禍やエネルギー価格高騰の影響等により中小企業をとりまく経営環境の変化が激しくなっていることに加えて、SDGs、DX、GX、脱炭素といった新たなテーマへの対応や挑戦も求められています。
- ・技術革新や情報技術の発展、新技術の発展により産業構造が急激に変化する可能性があります。
- ・こうした状況の中、中小企業が継続して成長・発展していくためには、時代の変化に対応し、積極的に新たな事業の展開に取り組むなど「**経営基盤の強化**」を図っていくことが重要です。

○人へのフォーカス

- ・経営資源の一つである「人」は、「モノ」、「カネ」、「情報（データ）」といった他の経営資源を使う主体です。社会経済の変化を捉えた新たなテーマに挑戦するためには、「**人材の育成**」とともに、モチベーションを高める取り組みが重要です。
- ・加えて、多様な人材の活躍を支えるための「**働き方改革の推進**」が重要です。



<本市が目指す姿>

こうした視点を踏まえ、今後も都市として中小企業が持続的に発展し続けるために、本計画において、本市が目指す姿を次のように定めます。

-----<本市が目指す姿>-----

個のチカラを高め、**連携**のチカラを活かし、**面**のチカラを伸ばし、
中小企業が成長・発展する都市 新潟市

個のチカラ	連携のチカラ	面のチカラ
<ul style="list-style-type: none"> • 事業再構築、強みづくり • 生産性向上、新分野への挑戦 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業間連携、産学官連携 • 商店街による多様な連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的な工業用地の整備 • 企業誘致による雇用の創出





<施策の方向性>

条例の基本理念に加え、〈現状を踏まえた視点〉、〈本市が目指す姿〉を基に、以下の2本の柱を方向性とし、関係団体、企業、市民と一体となって中小企業の振興を進めていきます。

**I 新たな活力を生み出す
イノベーションと創業の促進**

II 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

施策体系

施策の方向性	
新潟市 中小企業・ 小規模事業者 活性化プラン	<p>I. 新たな活力を生み出す イノベーションと創業の促進</p>
	<p>I-1 新たな分野への挑戦</p>
	<p>I-2 創業の促進</p>
	<p>II. 中小企業の持続的発展を 支える経営基盤の強化</p>
	<p>II-1 経営力の強化</p>
	<p>II-2 地域の資源を活かした 経済の活性化</p>
<p>II-3 誰もが活躍できる環境の 整備</p>	

取り組み	
人材の育成	多様な人材の育成
新事業創出の促進	SDGs、DX、GX、脱炭素といった新たなテーマや変革への取り組み支援
	成長分野への挑戦の支援
創業期のステージに応じた きめ細かな支援	創業機運の醸成
	市内関係団体と連携したきめ細かな支援
	創業にかかる資金調達の円滑化
稼ぐ力の強化	経営相談やコンサルティングによる支援
	販路開拓の支援
	生産性向上、設備投資の支援
	新事業展開の促進
	事業承継の支援
資金調達の円滑化	資金需要に応じた制度融資
人材の確保	人材確保の支援
中小企業の受注機会の増大	市発注における受注機会の増大
企業立地の促進	企業立地の促進
	技術、技能の継承支援
商店街の活性化	商店街の賑わいづくりなどへの支援
多様で柔軟な働き方の推進	働きやすい職場環境づくりの推進
	働きがい高める取り組みの推進

I 新たな活力を生み出すイノベーションと創業の促進

<現状と課題>

- ・変化が激しい社会経済において中小企業が持続的に成長・発展していくためには、多様な人材の能力開発や、モチベーションを高める取り組みが重要です。また、社会の変化とともに人材に求められるスキルも変化していることから、経営者が人材育成の戦略を持ち、従業員と共有しながら取り組みを進めることが求められています。
- ・SDGs、DX、GX、脱炭素など新たなテーマへの挑戦が求められる中、中小企業が置かれている状況によって取組み意識には差があることから、段階に応じた丁寧なサポートが重要です。
- ・人口減少が続く中、地域経済の活力を今後も生み出し続けるためには、新しい事業、サービス、製品を生み出す起業・創業を促進することが重要です。現在、新潟の強みである食関連分野における創業や新事業展開に向けた支援に加えて、DXと異業種連携を通じた新事業創出を促進する「DXプラットフォーム」を設立し、5G通信環境を備えた「5Gビジネスラボ」を整備するなど、事業化のための実証実験を支援しています。
- ・創業者の不安を解消するために、相談可能な支援機関に関する情報を周知するとともに、創業に関する知識を習得できる場所やコミュニティが必要です。経営、財務、人材育成、販路開拓などの知識の習得をすすめ、熟度の高い事業計画を策定することが重要であり、創業時の丁寧なサポートが企業の存続率の向上に有効に作用します。
- ・創業を活発化させていくためには、潜在的な創業関心者を掘り起こしていくことが重要です。若年層が創業に関心を持つきっかけづくりや創業に対する理解を広げること、また、技能や経験を持つ高齢層を含めた幅広いターゲットを施策の視野に入れる必要があります。
- ・国において2022年をスタートアップ元年とし、5年10倍増を視野に5か年計画が策定されるほか、市内においては地元経済界が中心となり創業支援プラットフォームが創設されるなど、スタートアップ企業の輩出に向けた機運が高まっています。

I 新たな活力を生み出すイノベーションと創業の促進

<施策の方向性>

I-1 新たな分野への挑戦

- 社会経済情勢の変化、変革を捉えていくために、これからの企業経営を支える多様な人材の育成を推進します。
- SDGs、DX、GX、脱炭素といった新たなテーマへの取り組みを支援するとともに、先進技術等を活用した社会実証の支援など、社会経済の変化を捉えた新事業の創出を促進します。
- 起業家やスタートアップ企業などを含め、新たなビジネスが創出されるよう関係者との連携を強化します。

<取り組み>

人材の育成

多様な人材の育成

- ・これからの社会や産業構造の変化などを的確に捉えられるよう、ワークショップの開催などを通じて、未来志向の経営人材の育成を支援します。
- ・人材育成の取組を推進するため、セミナーの開催などを通じて、経営者意識の変革を促します。また、若手、中堅人材など、複数の企業が合同で取り組む人材育成研修会の開催などを通じて、これからの企業経営を支える人材の育成を支援します。
- ・データやデジタル技術を活用した業務変革などによって企業価値を高める取組を後押しするために、経営者の意識啓発とデジタル人材の育成プログラム等の実施を通じて DX を担う人材の育成を支援します。

新事業創出の促進

SDGs、DX、GX、脱炭素といった新たなテーマや変革への取り組み支援

- ・中小企業のデジタル化とビジネスモデルや業務などの変革を推進するため、DX と異業種連携を通じて、新事業創出を促進する「DX プラットフォーム」の活用により、事業化に向けた実証実験を支援します。
- ・新規事業創出や企業価値の向上を促進するため、AI、IoT、*XR、*空モビリティなどの先端技術を活用したサービスや GX をテーマとした企業の脱炭素に向けた実証、社会実装への取り組みを支援します。

※GX…脱炭素に向け先進技術を活用し、経済成長と環境保護の両立を目指す取り組み

※XR…VR、AR、MR といった仮想空間の表現技術の総称

※空モビリティ…ドローン・空飛ぶクルマ

成長分野への挑戦の支援

- ・航空機産業や食関連産業など、企業間の連携促進と情報共有などにより、成長が期待される分野への挑戦を支援するとともに、XR などに代表されるデジタル関連産業への取り組みを推進します。

I 新たな活力を生み出すイノベーションと創業の促進

<施策の方向性>

I-2 創業の促進

○市内商工団体や金融機関などと連携し、ビジネスアイデアの事業化をサポートする相談体制の整備や、創業事例を学ぶセミナーの開催や資金調達の支援など、創業期のステージに応じたきめ細かな支援を行います。加えて、創業を身近に感じてもらうため、創業者や創業を目指す人が集い、交流する機会を提供することで、潜在的な創業関心者層を掘り起こすなど、創業への機運醸成を図ります。

○創業の促進には、こうした様々なメニューを重層的に展開することで効果を発揮することから、総合的に取り組みを進めます。

<取り組み>

創業期のステージに応じたきめ細かな支援

創業機運の醸成

- ・創業のロールモデルの発信などを通じて、創業関心者層の掘り起こしを行います。
- ・創業セミナーの開催や事業計画の策定支援を実施し、創業に向けた一歩を踏み出しやすい環境整備に取り組みます。
- ・経済界や大学、専門学校などと連携し、創業した方や創業を目指す方が集い、交流する機会の提供に取り組みます。

創業にかかる資金調達の円滑化

- ・創業にかかる資金調達の円滑化を図るため、創業時の制度融資を利用する際の信用保証料の補助や利子補給を実施します。
- ・創業前後の資金繰りが厳しい時期における賃料等を支援します。

市内関係団体と連携したきめ細かな支援

- ・国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、本市の産業支援機関である公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）をはじめ、商工会議所・商工会、市内金融機関などと連携し、創業に向けた相談や経営に関する知識・ノウハウを習得するための研修を実施することで、創業につなげるとともに、創業後の事業継続を支援します。

Ⅱ 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

<現状と課題>

- ・コロナ禍や消費者の生活様式の変化などにより、中小企業をとりまく経営環境が目まぐるしく変化する中、今後も中小企業が活力を持ち続けていくためには、自社の強みを認識し、その潜在力を発揮するとともに、変化に柔軟に対応できるよう経営力の強化を図る必要があります。
- ・小規模事業者をはじめとする中小企業が抱える経営課題は多様化、複雑化しています。その課題を解決するには、商工団体を含めた公的支援機関等の専門家による経営相談を活用することが有効に作用すると考えられます。また、自社の強みを認識していない事業者もいることから、同業・異業種のネットワークとの連携を深めるなかで企業理念や自社の強みを再認識し、将来に向けて発展するための事業計画を立てることが重要です。
- ・長期にわたり、人材不足が経営上の課題となっており、とりわけ小規模事業者においては、大きな課題となっています。また、経営者の高齢化が進んでおり、後継者の不在も課題となっています。事業承継に向けては、税務、法律など多方面にわたる専門家との連携による支援が求められています。
- ・本市は、広域交通基盤に恵まれ高い拠点性を有しているとともに、都市と田園が調和しており、暮らしやすいという強みがあります。新潟駅の約60年ぶりのリニューアルにより、鉄道を挟んだ南北市街地の一体化が進む中、新潟駅と万代、古町をつなぐ都心エリア「にいがた2km」が都市再生緊急整備地域に指定され、民間ビルの建て替えが活発化するなど、まちづくりは大きな転換期を迎えています。こうした好機を捉え地域資源を活用した施策を展開していく必要があります。
- ・コロナ禍は、企業や従業員の働き方や価値観にも変化をもたらし、テレワークの普及や地方暮らしへの関心が高まる契機となりました。こうした変化を捉え、女性・若者・高齢者・障がい者・外国人など、誰もが活躍できる環境を整備することが重要です。
- ・働き方改革関連法の改正が進むなか、小規模事業者においては、就業規則の見直しや労働環境の改善への対応が難しいことから、国などの関係機関によるサポートが求められます。

II 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

<施策の方向性>

II-1 経営力の強化

- 多様化、複雑化する経営課題に対応するため、専門家によるコンサルティングなどを通じて、経営状況に応じた丁寧なサポートを実施するとともに、中小企業の強みづくりを支援、稼ぐ力の強化を支援します。
- 小規模事業者をはじめ経営資源が限られる中小企業の経営基盤の強化と安定を図るため、資金需要に応じた制度融資を整備し、資金調達の円滑化を支援します。
- 将来にわたり中小企業が継続して成長・発展するために、次代の担い手である若者の地元就職への意識を醸成することや、求職者等へきめ細かな就労支援などを実施することで、人材確保を支援します。
- 地域経済の活力を高めるため、市が工事の発注、物品及び役務の調達等を行う際は市内中小企業の受注機会の増大に努めます。

<取り組み>

稼ぐ力の強化

経営相談やコンサルティングによる支援

- ・中小企業が抱える経営課題は多様化、複雑化するとともに、事業者が置かれた状況によって課題解決へのアプローチが異なることから、それぞれの状況に応じた丁寧なサポートを実施するために、新潟IPC財団と連携し、コンサルティング体制を強化し、事業者の経営相談への対応や伴走型での事業計画の策定を支援します。また、コンサルティングを通じて、中小企業の強みづくりと、その潜在力の発揮をサポートします。
- ・中小企業の経営支援に取り組む機関・団体が連携して経営相談や講習会・研修を各地域で実施することで、市内中小企業の経営力の強化を促進します。

販路開拓の支援

- ・新たな受注機会の創出や販路拡大に向けて、関係機関と連携し、市場ニーズに関する情報提供や国内・海外企業との商談機会の創出に取り組み、中小企業の稼ぐ力の強化をサポートします。

生産性向上、設備投資の支援

- ・中小企業の競争力を強化するため、デジタル技術の活用や生産機械・装置の設備投資を支援し、生産性向上に向けた取り組みを促進します。
- ・事前認定を受けた新規取得設備に対する固定資産税を軽減するなどの支援を通して、中小企業の生産性を高める設備導入を後押しします。

II 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

新事業展開の促進

- ・中小企業の持続的な成長・発展を後押しするため、新商品の開発や、産学連携による技術開発を支援するとともに、事業再構築に向けた取り組みを支援します。

事業承継の支援

- ・中小企業の事業継続と雇用の維持を図るため、新潟 IPC 財団をはじめ新潟県事業承継・引継ぎ支援センター、商工団体、市内金融機関などと連携して円滑な事業承継に向けた支援を行います。

資金調達の円滑化資金需要に応じた制度融資

- ・資金需要に応じた融資メニューの用意に加え、融資利用時に必要となる信用保証料の補助などを通じて、中小企業の資金調達の円滑化を図り、経営基盤を強化します。

人材の確保人材確保の支援

- ・中小企業の人材確保を図るため、国や県等と協働し、多様な人材の就労支援に取り組みます。特に、新規学卒者等の若者の市内就労に向け、中小企業の採用力強化と併せ、中学校・高校・大学や経済団体などと連携し、若者に向けた市内中小企業の認知度向上に取り組みます。
- ・中小企業の人材確保に向けて、移住セミナーの実施やウェブサイト等を活用した情報発信に取り組み、移住・定住を促進するほか、外部副業人材の活用を支援します。

中小企業の受注機会の増大市発注における受注機会の増大

- ・市内企業、区内企業への優先的な発注を行うため、「新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱」、「新潟市建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱」及び「新潟市建設コンサルタント業務等委託契約に係る指名業者選定要綱」中に関連規定を設け、受注機会の増大に努めます。
- ・小額工事等(100万円を超えない工事・修繕)の発注については、「新潟市小額工事等契約希望者登録要綱」により制度登録のあった市内企業への優先的な発注に配慮するとともに、同制度活用率を市役所内に共有することで、制度の活用を促します。
- ・事務用品など物品の発注については、市内中小企業の受注機会の増大を念頭に、市全体での一括大量発注を最低限に抑え、各所属における分割発注を進めます。また、契約事務に係る研修等において、条例の趣旨、官公需施策の周知徹底を図ることで、市内中小企業への受注機会の増大に努めます。

II 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

<施策の方向性>

II-2 地域の資源を活かした経済の活性化

- 活力ある産業拠点の形成に向け、企業の進出動向に応じた立地環境の整備を行い、地域特性を活かした企業立地の促進を図ります。
- 商店街は、地域住民の買い物などの商業機能に加え、特色のある商店が地域の魅力となり、世代を超えて人々が交流する機会を創出するなど、地域コミュニティの多様なニーズに応える重要な役割を担っていることから、各地域の商店街の活性化に向けた取り組みを支援します。

<取り組み>

企業立地の促進

企業立地の促進

- ・活力ある産業拠点の形成に向け、企業ニーズを捉え、さらなる工業用地の整備を計画的に推進するとともに、金属加工をはじめとするものづくりや食関連などの製造業を中心とした企業立地を促進します。また、快適な企業活動を展開することができる高機能オフィスの整備を促進するとともに、「にいがた2km」への情報通信関連産業の誘致を推進します。
- ・国家戦略特区の特例を活用するなど、外国人起業家等の受け入れを促進します。

技術、技能の継承支援

- ・伝統工芸の技術・技能伝承を図るため、研修や展示会開催などの取り組みを支援します。

商店街の活性化

商店街の賑わいづくりなどへの支援

- ・商店街が商業機能に加え、世代を超えて人々が交流する機会を創出するなど、地域住民やコミュニティが求める多様なニーズに応え、持続的に発展するよう、商店街による賑わいづくりなどへの取り組みについて、ソフト・ハード両面から支援します。

II 中小企業の持続的発展を支える経営基盤の強化

＜施策の方向性＞

II-3 誰もが活躍できる環境の整備

- 多様な人材の活躍により、中小企業が持続的に発展するよう、働きやすい職場環境づくりの推進に加え、働きがい高める取り組みを推進します。

＜取り組み＞

多様で柔軟な働き方の推進

働きやすい職場環境づくりの推進

- ・中小企業が持続的に発展するようテレワークや副業など働き方の多様化にも対応しながら、女性・若者・高齢者・障がい者・外国人など誰もが活躍できる働きやすい職場環境づくりに向けて、先駆的事例の発信や企業間のネットワーク構築など、中小企業における働き方改革の取り組みを支援します。
- ・経済界や労働団体などと連携し、官民協働によりワーク・ライフ・バランスを推進します。

働きがい高める取り組みの推進

- ・社員の働きがい高め、中小企業の社員の生産性・創造性の向上や定着につなげるため、働きやすい職場環境づくりと併せて、経営者向けのセミナーや企業の取り組み事例の紹介を通して、経営者の意識改革などの取り組みを後押しします。

第4章 施策を推進するための仕組み

1 関係団体との意見交換と効果的な施策の展開

中小企業の振興に向けて、効果的な施策となるよう、国の基幹統計である経済センサスや市内企業への景況調査などから、事業者をとりまく経営環境の傾向の把握に努めます。加えて、関係団体との意見交換を通じて実態を把握し、頂いた提案や知見を適切に施策へ反映させるとともに、協働して中小企業振興に向けた取り組みを進めます。

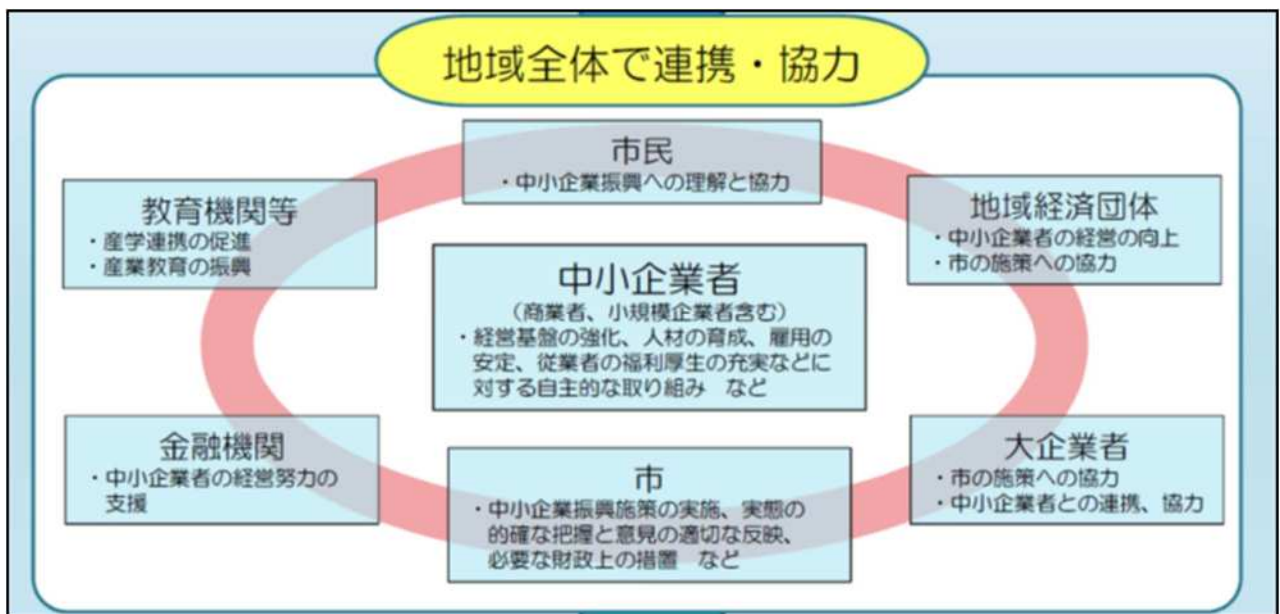
また、施策の実施に際しては、中小企業へ積極的な情報発信を行うとともに、その成果等については、市民への公表や議会への報告を行います。

こうした仕組みにより、常に施策の改善を図りながら取り組みを推進します。

2 関係機関の役割と連携

条例では、市、中小企業者、小規模事業者、事業者等、大企業者、地域経済団体、教育機関等、金融機関、市民それぞれが果たすべき役割について規定されています。

中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取り組みが必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、国・県等とも連携して取り組みを進めます。



新潟市中小企業振興基本条例(平成26年新潟市条例第55号)

新潟市は、開港五港の一つとして産業集積地の歴史や文化、環日本海に開かれた拠点性と都市機能を併せ持った政令指定都市である。

新潟市の歴史や文化を背景に、中小企業は、新たな産業を生み出し、雇用を確保、拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、地域経済の振興や市民生活の向上に極めて重要な役割を担ってきた。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化に伴う需要の減少、経済のグローバル化による競争激化等によって、中小企業を取り巻く環境は大きく変化し、自主的な努力をしてもなお経営力の低下が懸念される状況となっている。中小企業の衰退は、産業及び地域社会の衰退を招き、市民の生活に多大な影響を与える。中小企業は産業及び地域社会をけん引する力である。

特に商業者においては、地域経済の活性化のみならず、商店街を形成し、地域のにぎわいを創出するとともに、地域に密着した産業として地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。

中小企業の振興が、新潟市の産業及び地域社会の発展に重要な役割を担うものであるとの認識を地域で共有するとともに、中小企業者、大企業者、市民、関係団体及び市が地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、協働で地域経済の振興を進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、新潟市の中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、産業及び地域社会の発展を図り、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 商業者等 市内において小売業、サービス業その他の商業を営むもの、商店街において事業を営むもの及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置するものをいう。

(4) 商店街等組織 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合(商業に係るものに限る。)又はこれらに類するもので市内に事務所を有するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(6) 地域経済団体 商工会議所、商工会、事業協同組合その他市内における中小企業の振興を図ることを目的とする団体(商店街等組織を除く。)をいう。

(7) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他の教育、学術又は文化に関する事業を行うもので市内に設置された機関等及び市内においてこれらを行う機関等をいう。

(8) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいう。

(9) 市民 市内に住所、土地若しくは建物を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、産業及び地域社会の発展を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、市民及び市が一体となって推進することを基本とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するとともに、中小企業者の実態を的確に把握し、意見を適切に反映するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するために必要な財政上の措置を講じ、中小企業者に対する支援を行うよう努めなければならない。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、市産品の利活用の推進及び地域社会の発展に取り組む中小企業者の受注の機会の増大に努めなければならない。

4 市は、中小企業者相互及び中小企業者と大企業者との連携及び協力の促進に努めなければならない。

5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者と市民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

6 市は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に特別の配慮をするよう努めなければならない。

7 市は、商店街等組織及び地域経済団体と連携して商店街の活性化に関する施策を推進するよう努めなければならない。

8 市は、各区の特性をいかした中小企業の振興に努めなければならない。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、事業活動を行うにあたっては、経営基盤の強化、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実現に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよいまちの実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び地域経済団体への加入に努めるものとする。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、社会変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的、創造的かつきめ細やかな技術向上を図り、円滑かつ着実な事業の運営に努めるものとする。

(商業者等の役割)

第7条 商業者等は、自らの創意工夫により良質な商品及び魅力あるサービスの提供を図り、経営基盤の強化に努めるとともに、住みよいまちの実現に寄与するものとする。

2 商業者等は、地域コミュニティの担い手として、安心安全な地域づくりへの貢献に努めるものとする。

3 商業者等は、地域経済及び地域コミュニティの振興を図るため、商店街等組織に積極的に加入し、市が行う商業の振興に関する施策並びに商店街等組織及び地域経済団体が行う活動に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業の振興が産業及び地域社会の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第9条 地域経済団体は、中小企業者の経営の向上に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、中小企業者が第3条に規定する基本理念の実現に向けて取り組む事業活動に協力し、産学連携の促進及び産業教育の振興に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第11条 金融機関は、事業活動を行うにあたっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者の経営努力を支援するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第12条 市民は、中小企業者の活動が産業及び地域社会の発展と、豊かで住みよいまちの実現に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業の経営基盤の強化及び健全な発展に關すること。

(2) 中小企業の人材育成及び雇用の安定に關すること。

(3) 中小企業の振興に寄与する社会資本の整備及び改善に關すること。

(4) 中小企業の従業員の暮らしの向上に關すること。

(5) 中小企業に關する調査及び情報の収集、提供等に關すること。

(6) その他中小企業の振興に關すること。

(基本計画の策定)

第14条 市長は、前条の施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業の振興に関する基本計画を策定するものとする。

(関係者との協働)

第15条 市は、中小企業の振興に関する施策の調査、検討にあたっては、中小企業者、商業者等、商店街等組織、地域経済団体等の関係者との意見交換及び協働の取り組みを継続的に進めるものとする。

(中小企業の振興に関する取り組みの公表)

第16条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(議会への報告)

第17条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。



みなとまち。
みらいまち。
新潟市

新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン

令和5（2023）年3月

発行者：新潟市経済部産業政策課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL 025-226-1610 FAX 025-224-4347

E-mail sangyo@city.niigata.lg.jp
